栃木県警察情報公開開示基準

（平成13年9月25日）
（栃総第7号栃木県警察本部長通達）

栃木県警察情報公開開示基準の制定について（例規通達）

公安委員会及び警察本部長が保有する情報の取扱いの基準を明確にし、開示請求があった場合における公文書の開示、非開示等の決定の判断に資するため、別添のとおり栃木県警察情報公開開示基準を定め、平成13年10月1日から実施することとしたから誤りのないようにされたい。

別添

栃木県警察情報公開開示基準

第1　趣旨等

1　趣旨

警察行政の円滑な運営のためには、国民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる点からも、情報の公開は重要なことである。

こうした観点から、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関（公安委員会及び警察本部長をいう。）が行う公文書の開示・非開示の決定に際して、栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「運用基準」という。）及び実施機関が保有する情報の取扱いの具体例により、個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進を図ろうとするものである。

2　開示・非開示の判断

開示・非開示の判断に当たっては、運用基準及び当該基準により行うこととするが、その運用に当たっては、運用の基準及び情報取扱い具体例を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。また、情報取扱い具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

3　個別の開示基準

本基準は、開示請求があった場合における一般的な事項の開示基準を定めるものであることから、個々の情報について具体的な開示基準が定められている場合は当該基準によって開示・非開示を判断することとなる。

第2　基本事項

1　開示・非開示の基本的考え方

条例は、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的とするものであることから、保有する情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

なお、条例第7条の規定の適用により非開示とされる情報であっても、なお公開することに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（条例第9条）。

2　非開示情報の取扱い

条例は、第7条で、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていない場合の実施

機関の義務について規定しており、非開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。

条例では非開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されているときの非開示情報の取扱いは、部分開示（第8条）の問題である。

3　非開示情報の類型

条例第7条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類されたものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報について、第2号のただし書の情報に該当するため同号の非開示情報には該当しない場合であっても、他の号の非開示情報に該当し非開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第7条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4　条例第7条各号の「公開すること」

条例第7条各号で用いられている「公開すること」とは、秘密にせず、県民又は県の利害関係者等のすべてに知り得る状態におくことを意味すると解される。条例第5条は、開示請求を行うことができる者として

(1) 県内に住所を有する個人
(2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
(3) 県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
(4) その他県が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

を掲げているところであるが、開示請求者は、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、当該開示請求者に開示するということは、県民又は県の利害関係者等のすべてに対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

したがって、本条の各号における非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示することによって生じるおそれだけでなく、「公開することにより」生じるおそれがあるか否かを判断するものである。

5　非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第3　情報取扱い具体例

1　個人情報の取扱い

(1) 警察職員等の氏名の取扱い

ア　本県警察職員

本県警察職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書きハにより原則非公開となるが、人事異動の状況を新聞に公表している警部（同相当職を含む。）以上の職員については、当該ただし書きイの「慣行として公開される情報」として開示する。

イ　他の機関の職員

本県警察が保有する公文書に記載されている警察庁、他の都道府県警察、その他の機関の職員の氏名については、当該機関において氏名を公開している慣行によって判断する。

ウ　開示の例外

氏名を慣行として公開している職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあるなど、条例第7条第6号の「公共の安全と秩序の維持に関する情報」（以下「公共安全情報」という。）に該当する場合は、非開示とする。

(2) 被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公開され、又は公開することが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示する。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公開され、又は公開することが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

(ア) 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

(イ) 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

(ウ) 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

イ　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公開され、又は公開することが予定されている場合については、本県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

(ア) 本県警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

(イ) 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　上記ア及びイのただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2　法人等に関する情報の取扱い

(1) 条例第7条第3号イ関係

ア　営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示とし、取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等は、本号イに該当し非開示となる。

イ　入札に関する文書（競争参加資格審査申請書、総合評価技術審査申請書、添付書類、有資格者名簿等）中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号イに該当し非開示となる。

ウ　承認図、取扱説明書等の文書中、施工業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分については、本号イに該当し非開示となる。

(2) 条例第7条第3号ロ関係

警察が企業に要請し、公開しないとの条件で任意に提供を受けている企業対象暴力事犯等に関する情報は、本号ロに該当し非開示となる。（状況によっては、条例第7条第6号（公共安全情報）が重畳的に適用される場合もあり得る。）

3　事務又は事業に関する情報の取扱い

(1) 試験問題

警察学校その他の場所で行う試験問題又は昇任試験問題等については、実施前は非開示とする。また、実施後においても、短答択一式問題については、公開すると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第7条第6号（公共安全情報）に該当する場合もある。）。

(2) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公開することにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し非開示となる。

4　公共安全情報の取扱い

(1) 公安委員会及び警察の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型

ア　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する

活動を含む。）中の事件に関する情報で、公開することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で、公開することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

ウ　公開することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

エ　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公開することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

カ　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公開することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公開することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

ク　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公開することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公開することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等本県警察、警察庁又は他の都道府県警察において広報された情報は、開示する。

第4　部分開示

1　開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第7条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、条例第7条では公文書に全く非開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、条例第8条の規定により、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合に、次により部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(1)「容易に区分することができるとき」とは、公文書を損傷することなく、かつ、過度の時間と経費を要することなく分離できるときをいう。

(2)「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示情報を除いた情報が、それ自体としては無意味な文字や数字の羅列となったり、表の枠のみとなる場合あるいは様式を開示するのと同様の場合などをいう。

(3) 本条第2項は、個人に関する情報は、個人識別性を除いて開示すれば、通常当該個人

の権利利益を害するおそれはないと考えられることから、原則として、個人識別性のある部分を除いた部分は、条例第7条第2号本文に規定する非開示情報に含まれないとみなして、部分開示義務を課すことを定めたものである。

なお、個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすることとなる。

2　有意の情報

「有意の情報」の判断にあたっては、実施機関と開示請求者との見解が異なる場合もあり得るので、有意の情報ではないと明確に判断される場合以外は、開示請求の趣旨も確認しながら部分開示を行うか否かを判断することも必要である。

第5　公文書の存否に関する情報

1　公文書の存否に関する情報の具体例

公文書の存否に関する情報とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。また、開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第7条各号の非開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられ、具体的には、次のような例が考えられる。

(1) 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第2号）
(2) 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
(3) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
(4) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第5号）
(5) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第6号）
(6) 公開されていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公開されると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第6号）

2　開示請求があった場合の回答等

公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する場合は、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第6　代表的な文書類型ごとの基準

1　公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる非開示情報がある場合は、当該情報は非開示となる。

非開示となる情報として、次のような例が考えられる。

(1) 捜査中の事件に関する情報等公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第7条第6号）
(2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公開することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第7条第6号）
(3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公開することにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第7条第4号）

2　会計支出文書

(1) 共通事項

ア　警察職員の氏名等の個人情報
会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、条例の運用、具体的事例等のほか、慣行として公開される職員の氏名（条例の運用、開示基準等の職員の氏名の取扱い参照）を除き、職員の住所、金融機関口座、職員に付された固有の番号等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について非開示となる。

イ　警察との取引業者に係る情報
会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、条例第7条第3号によるほか、取引業者を特定する情報であって、公開することにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第6号（公共安全情報）に該当し、非開示となる。
このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。
(ア) 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公開することができないと認められるもの（庁舎管理等の委託業者等）
(イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
(ウ) 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費
旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第6号）がないと認められるものは開示する。ただし、条例第7条第2号（個人情報）に該当する部分を除く。
なお、旅費の開示・非開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（活動旅費、職員旅費等）の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公開することにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費
ア　個別の執行に係るもの
捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて非開示（警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。
イ　捜査費支出額に係るもの
所属別捜査費支出額（月別・年別）については、開示する。

(4) 会議費（食糧費等）
ア　会議等に係る食糧費等の支出に関する文書については、個人に関する情報（警察職員氏名、懇談会の相手方等）、法人等に関する情報（取引金融機関口座等）を除いて、原則として開示する。
イ　アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費等の執行に関する文書であって、公開することにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は非開示となる。
非開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示となる場合がある。

3　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

(1) 基本的考え方
警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、公開することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非開示となる。

(2) 警察職員数に関する情報
警察の定員・現在員、階級別定員及び部門別配置基準は、開示する。

4　他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書（いわゆる事件申報）

(1) 内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書個別事件に対

して内偵捜査を行っている事実自体が公開されると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非開示とする。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア　個人情報について

条例第7条第2号(個人情報に従って対応する。)

イ　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の非開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

非開示事由のうち、条例第7条第6号(公共安全情報)に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公開することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公開することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公開すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件(現に捜査を継続している事件に限る。)の捜査の方針、体制(具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。)に係る情報であって、公開すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・非開示の判断に影響を与える要素の一つである。

5　訴訟に関する書類

(1) 基本的考え方

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類については、情報公開法と同時に成立した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第7条により、刑事訴訟法第53条の2が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物については、」情報公開法の規定は適用されないこととされ、また、条例においては、第34条の2に当該情報が適用除外である旨が規定されたところである。

この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

情報公開法の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所(裁判官)の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる(立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」)。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・非開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると考える。